

前文

- 可能な限り住み慣れた地域で、高齢者が尊厳をもって人生の最期まで自分らしく暮らし続けるためには、社会保障制度はもとより、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進が必要である。
- 地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等の協働によるまちづくりであり、地域の特性に応じてつくり上げていくものである。
- 私達一人ひとりが支え合いながら、「安心ですこやかに、いきいきと暮らせるまち堺」を実現し、これを世代を超えて受け継ぎ、いつまでも安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、ここに地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進について、共に力を合わせて取り組むため、この条例を制定する。

【第1条】 目的

- 地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに医療介護等関係者及び市民等の役割を明らかにするとともに、地域包括ケアシステムに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を効果的に推進し、もって高齢になり何らかの支援が必要となった時も、自分らしく、社会とのつながりの中で住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができる地域社会の実現に資することを目的とする。

【第2条】 定義

- 「地域包括ケアシステム」：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項に規定するもの
- 「医療介護等関係者」：医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の各分野に関わる全ての者
- 「市民等」：市内に住所を有するものに加え、市内に通学、通勤する者
- 「介護予防」：要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止
- 「自助」：自らのできる範囲で、健康づくり、介護予防等に自ら取り組むこと
- 「互助」：自助だけでは難しいことを、家族、地域の支え合い等により助け合うこと
- 「共助」：介護保険その他の社会保険の制度を始め、仕組みが組織化及び制度化された地域の助け合い活動等により共に助け合うこと
- 「公助」：自助、互助及び共助では支えきれない部分を、税による社会保障等により行政において補完すること
- 「自立支援」：自らの意思に基づき、自分らしく自立した生活を送ることができるよう支援すること
- 「地域づくり」：市民等が共に支え合い、助け合い、及び気遣い合って誰もが安心して快適に暮らしていける地域をつくるための活動

【第3条】 基本理念

- 高齢者の尊厳の保持及び自立支援を基本とすべきもの
- 地域の自主性及び主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくべきもの
- 市、医療介護等関係者及び市民等が、各役割を理解し、協働・構築等していくべきもの
- 自助、互助、共助及び公助の考え方に基づき、適切な役割分担の下に行うべきもの
- 個々の状態に応じて、それぞれが役割を持ち、相互に支え合うべきもの

【第4条】 市の責務

- 市は、「ケアシステム推進施策」に係る総合的な計画を策定し、効果的に実施すること、関係機関と連携協働すること、地域づくりを促進するための支援を行うこと等

【第5条】 医療介護等関係者の役割

- 医療介護等関係者は、その属する医療機関、事業所等において地域包括ケアシステムの推進に向けた同一の目標を共有し、積極的に地域づくりに貢献するよう努める。

【第6条】 市民等の役割

- 市民等は、いつまでも自分らしく暮らし続けることができるよう、介護予防及び健康の保持増進に努めるものとする。

地域包括ケアシステム推進に関する市の施策

【第7条】 学びの場の提供及び啓発活動

- 市は、市民等のあらゆる世代に対し、地域包括ケアシステムを理解するため、高齢者の尊厳の確保や互いに支え合うことの重要性、自助、互助、共助及び公助の考え方等に関する学びの場の提供に努めるものとする。

- 市は、地域包括ケアシステムの趣旨・目的・必要性や介護予防の重要性など、地域包括ケアシステムの推進に関することについて、市民等に対して普及啓発活動を行う。

【第8条】 情報の収集及び発信等

- 市は、地域づくりにおける具体的な事例その他の地域包括ケアシステムに関する様々な情報を収集し、医療介護等関係者及び市民等に発信するとともに、これらの者の交流の場の創出等に関する支援に努める。

【第9条】 施策の見直し

- 市は、「ケアシステム推進施策」の実施状況並びに医療介護等関係者及び市民等との適切な役割分担を踏まえた上で、「ケアシステム推進施策」の在り方について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努める。

【第10条】 財政上の措置

- 市は、自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、適切に講ずるよう努める。

【第11～17条】 堺市地域包括ケアシステム審議会に関する事項

- 市長の諮問に応じ、調査審議するとともに、市長に意見を述べるための附属機関（堺市地域包括ケアシステム審議会）を設置する。

- 調査審議する事項については、次のとおり
 - ・「ケアシステム推進施策」の進捗管理
 - ・「ケアシステム推進施策」の検証及び評価
 - ・その他ケアシステムの推進に関する重要事項

【第18条】 委任

- この条例の施行について必要な細かな事項については、規則で定める。